

10月1日から市バス・地下鉄の運賃を改定します

仙台市交通局は、消費税率引き上げに伴う市バスおよび地下鉄の上限運賃の変更について、それぞれ5月31日および7月2日に国土交通大臣に対し認可申請を行っていましたが、このたび、変更認可申請どおり認可を受けたことから、10月1日より運賃を改定します。

1 改定の内容

- (1) 認可日 令和元年9月5日(木)
(2) 運賃改定実施日 令和元年10月1日(火)

※改定内容の詳細は別紙をご覧ください

※9月30日までに購入した定期券・一日乗車券は、差額の負担なく有効期限までご利用いただけます

2 運賃改定の考え方

国土交通省から示された方針に基づき、市バス・地下鉄ともに、消費税率引き上げに伴う税負担増加分を運賃に転嫁するものです。

市バス・地下鉄それぞれの事業において、転嫁による事業全体の増収(平均改定率)が、税率引き上げ分($110/108 = 1.852\%$ の改定率)の範囲内となるよう改定します。

平均改定率(平成29年度決算ベース)

区 分	定期外	定期	合計
市バス	2.065%	1.303%	1.845%
地下鉄	2.751%	0.561%	1.850%

3 お問い合わせ

- (1) 交通局案内センター

TEL: 222-2256 FAX: 224-5126

営業時間: 月～金 8:30～18:30

土・日・祝 8:30～17:00

- (2) 「せんだい市バス・地下鉄ナビ(<http://www.navi.kotsu.city.sendai.jp/>)」による新運賃の検索は、9月17日(火)から可能となる予定です。